

ひとりで悩んでも
解決しないことが
あります。

県中央児童相談所
米谷裕夫さん



児童相談所には、年間2,000件以上の相談が寄せられています。多くは子どもの性格や知的障害、言語の発達に関することですが、近年、児童虐待の相談も急増し、今年は8月末現在、中央児童相談所だけで39件の相談が寄せられています。

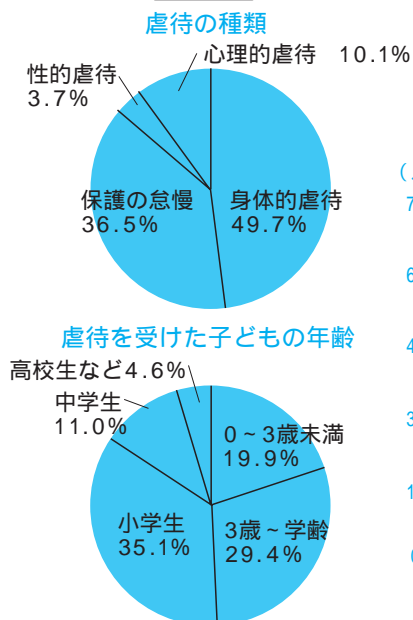
虐待の問題は解決するのに大変多くの時間がかかります。児童相談所では、子どもの命を最優先に考え、保護の緊急性があれば、親の代わりにお子さんを預かる場合もあります。

児童虐待に対して関心が高まっているせいか、近所の人や知人による通報が多くなっています。しつけと虐待の境界の判断は難しいのですが、私たちはあくまで子ども側の視点から考えています。しつけの一環として、叩くことが継続的に行われていたり、子どもの体に外傷として残るようであれば虐待と判断せざるを得ません。叩いたりしなくても、しつけはできます。よく言い聞かせたり、怖い表情をしてみたり、いろんなコミュニケーションの方法があるはずですよ。

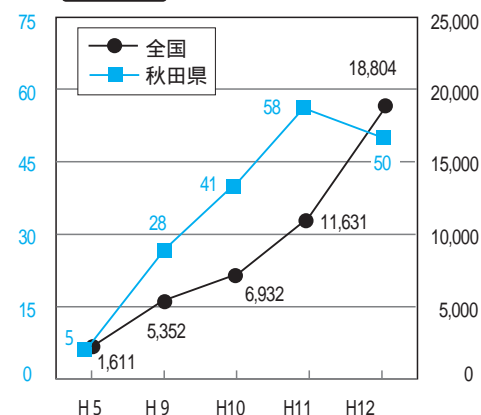
保護した中には、「もうお家に帰りたくない」という子どももいます。親子の間に深い溝ができる前に、誰かに相談してください。一人で悶々と悩んでいても解決しないことがありますから…。

長い人生の中で子育てに苦勞するのは2～3年くらいです。その間だけでも「子育てモード」になって、子ども中心の生活を楽しんでほしいと思います。そして、命の大切さを今一度、考えてみてください。

グラフ2



グラフ1 児童虐待の相談件数 (人)



法律で禁止される
虐待の4つのパターン

身体的虐待	身体に危害を与え、健康や生命に危険を及ぼす行為。なぐる、ける、異物を飲ませる、戸外に閉め出すなど
性的虐待	性的ないたずらや性的行為の強要など、親や大人による性的暴力
保護の怠慢 (ネグレクト)	子どもの健康や発達に必要な衣食住の世話をしなかったり、病気になっても医者診察をうけさせない場合など
心理的虐待	非難、無視、脅迫など言葉による脅かしや拒否的な態度で子どもに心理的外傷を負わせる行為

障する社会の仕組みができませんでした。しつけと虐待。その違いは、親の行為に對し、子どもがどう感じているかで判断されることになります。虐待はもちろん許されませんが、ただそれだけを責めても問題はなかなか解決しません。子どもの虐待は、家族全体がかかわる問題ですから、虐待された子どもを救うだけでなく、虐待をしてしまった養育者も援助する視点が大切になってきます。

近所で虐待にあつていそうな子どもがいたら、市の子育て総合センターや児童相談所に連絡してください。早めの対処が、子どもとその家族の未来を救うことになります。

子育ては
わからないことだらけ。
一人で悩まず相談を

子どもが二丁四歳の頃になると、お母さんの悩みはピークになるといいます。自我が芽生え、元気に動くようになるけれど、言葉がうまく通じない。そんなのがゆさを感じながら、子どもとだけ向き合う毎日では、精神的に追いつめられてしまいます。

子育てに不安や悩みが出てきたら、とにかくだれかに相談してみよう。近くに知り合いや親がいなくても、育児の相談機関に、まず電話してください(四ページ参照)。

「こんなことで電話するのモ…と心配する必要はありません。だれかに聞いてもらうだけで気分は楽になるものです。また、公園で同じくらいの子どもがいる友だちをついたり、育児サークルに参加するのもいいですよ。毎日の育児に変化が出て、参考になることも多いはずですよ。

子どもの笑顔、お母さんの笑顔。みなさんは楽しい子育て、してますか。